

平成 26 年 7 月 9 日
内閣府（防災担当）平成 26 年台風第 8 号の接近に伴う大雨に
係る災害救助法の適用について
【第 1 報】

1. 災害の概要

平成 26 年台風第 8 号の接近に伴う大雨により、土砂災害が発生し、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、長野県は災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【長野県】 木曾郡南木曾町（きそぐ んなぎそまち）	7 月 9 日	台風第 8 号の接近に伴う大雨により、土砂災害が発生し、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法 施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用

2. これまでにとられた措置

- ・避難所の設置等

本件問い合わせ先

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者行政担当）付
熊野、林、大橋

TEL 03-5253-2111（内線51359）

03-3593-2849（直通）